

取 扱 基 準

名 称	新潟市家具転倒防止補助事業補助金
補助区分	運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/>
補助金の概要	地震時の家具転倒による被害の防止又は軽減を図るとともに、住宅等の耐震対策の推進に寄与することを目的として、家具の転倒防止工事を行おうとする高齢者のみの世帯、障がい者がいる世帯に対して、家具の転倒防止工事に要する費用の一部を補助します。
目 標	数値化 <input checked="" type="checkbox"/> 非数値化 <input type="checkbox"/>
	補助件数 令和5年度 0件 令和6年度 0件 令和7年度 0件 〈目標が数値でない場合の評価方法〉
補助事業者	補助事業者が個人のため、情報の公表は行いません。
補助対象経費の内 容	高齢者のみの世帯、障がい者がいる世帯が実施する家具の転倒防止工事に要する費用（材料費は除く。）
補助額 及びその算定方法 又は補助率	【補助対象経費のうち対象家具の個数に応じた額】 対象家具の台数 1か所：4,000円を上限 2か所：5,000円を上限 3か所：7,000円を上限 〈補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由〉 補助事業者の負担を軽減することで、家具転倒防止工事を速やかに実施し、住宅の耐震対策を促進するため。
開始時期	令和 5年 4月 1日
評価の時期	令和 7年 9月30日
終 期	令和 8年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕
	〔媒体〕
担当部署	建築部 建築行政課 建築行政係 電 話 025-226-2841 e-mail kenchiku@city.niigata.lg.jp